

[事案 27-181] 契約無効等請求

・平成 28 年 8 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

主たる被保険者および保険金受取人を申立人の配偶者として契約したが、その後、申立人自身が団体の構成員（組合員）ではないことが判明したため、それ以降については、団体割引を適用しない金額の保険料を支払うよう求められたため、これを不服として、契約の無効と既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 10 月に、主たる被保険者および保険金受取人を配偶者として契約したががん保険について、契約時に募集人から、契約者を組合員である配偶者から自分に変更するよう指示され、かつ団体割引が適用されると説明されて加入したが、平成 26 年 11 月、自分が組合員ではないことが判明したため、それ以降については、団体割引を適用しない金額の保険料を支払うよう求められた。

団体割引が適用されないのであれば契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立人が団体構成員ではないことが判明するまでの保険料については団体割引が適用されていたので、そもそも錯誤の問題は生じないし、募集人が、契約者を申立人の配偶者から申立人に変更するよう指示したという事実はないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対し事情聴取を行った。なお、募集人については、重篤な疾病であったため、事情聴取を行うことができなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求を認めるだけの根拠は見出せないが、本件においては、申立人が組合員であるか否かについて、保険会社が十分な確認義務を果たしていたとは言えず、その点につき契約時に十分な確認がなされていれば、本件紛争は生じなかったものと考えられるため、紛争の早期解決の観点も踏まえ、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項に基づき和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。